

県南広域振興局長告示第91号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年7月1日

県南広域振興局長 堀 江 淳

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321500332	共同生活援助事業所とも	奥州市水沢区上姉体二丁目1番地18	平成28年6月30日
0321500415	柿の木荘	奥州市水沢区中田町3番33号	〃